

処分を受けた職員	主任主査級 40歳代 男性
処分の年月日	令和5年8月18日
処分の種類及び程度	懲戒処分 減給6月(1/10)
根拠法令及び条項	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
処分の理由	令和2年度に任用していた会計年度任用職員の通勤手当等の支給を怠り、事務を滞らせたことにより、現在も未支給の状態となる事態を招いたことは、市民の信頼を失墜させる行為であり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反した行為である。これらのことは同法第29条第1項第1号及び第2号に該当するものである。